

平成20年10月
林 野 庁

1 全国森林計画の趣旨

- 全国森林計画は、森林法の規定に基づき、農林水産大臣が、5年ごとに15年を1期としてたてる計画であり、「森林・林業基本計画」で示した長期的かつ総合的な政策の方向・目標の達成に向けた森林の整備・保全等に関する具体的計画を定めるもの。
- また、都道府県知事がたてる「地域森林計画」、森林管理局長がたてる「国有林の地域別の森林計画」の規範として、森林の整備・保全の基本的な考え方及び施業の基準等を示すとともに、広域的な流域ごとに森林整備及び保全の目標等を明らかにするもの。

2 策定の時期

- 全国森林計画に即してたてられる「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」並びに「市町村森林整備計画」の始期を翌年4月1日とすることから、それら計画の樹立に必要な作業日程を確保するため、本年10月中には次期計画を策定することが必要。

3 計画（案）のポイント

- 現行計画は、平成18年に策定された「森林・林業基本計画」に即し、計画内容を一部変更していることから、次期計画（計画期間：平成21年4月1日～平成36年3月31日）については、基本的に現行計画を踏襲し、平成18年以降の森林・林業を巡る状況の変化等を踏まえ計画内容等を追加。
- 目標数値、計画量については、森林・林業基本計画に示されている目標等の考え方に従って、新たな計画期間に見合う量を計上。特に、今後、高齢級の人工林が増加し、資源として本格的に利用が可能となる中で、長伐期化を推進しつつ、引き続き適切な施業を実施する観点から、間伐計画量を現行計画よりも大幅に増加（約136%）。
- 国産材の安定的な供給への期待が高まっている状況の中で、主伐に当たっては、的確な更新を図り、森林資源の保続を確保する観点から、主伐計画量の伐採面積に見合う造林計画量を計上。
- 京都議定書第1約束期間の森林吸収量目標である1,300万炭素トンを確保するために必要な間伐等を推進。